



▲5月14日、「最高裁『決定』抗議集会」

横浜事件 再審裁判を 支援する会

「第二次再審」へ向けて “腰をすえた、新たなとりくみの態勢を

No.18

1991.9.1

(事務局)

〒101

東京都

千代田区猿樂町

1-4-8

松村ビル402

☎03-3291-8066

さる五月一四日、「いま、裁判を

問う」と題して、横浜事件再審請求

「最高裁『決定』に抗議する5・14

大集会」がひらかれました(お茶の

水・日仏会館ホール)。

参加者は約一六〇名。人権と正義

の回復を求める事件被害者の声を直

接に聞くことをせず、憲法判断をタ

ナ上げし、形式論・手続き論に終始

して、冷酷に再審の門をとぎした最

高裁への憤りが、会場を包んでいま

した。

映画『言論弾圧・横浜事件——証

言』上映ののち、森川金寿弁護士団長

が「再審裁判の5年が明らかにした

もの」と題して報告。ついで「最高

裁の『決定』を手にして」の感想・

意見が木村亨、小林英三郎、小野貞

の各請求人から語られました。気賀

すみさん、故・青山鉞治氏夫人の房

子さんも壇上にのぼられました。

続いて、戦後最大の冤罪事件・権

力犯罪の松川事件の主任弁護士・大

塚一男氏の講演「日本の裁判は、い

ま、どうなっているのか」、そして最後に大川隆司弁護士事務局長が、新たな再審請求への道の問題点を指摘しつつ、決意表明をして、集会をしめくくりました(上記、いずれも詳細は別項)。

*

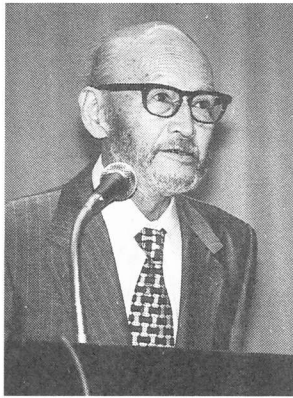
集会後、請求人、弁護団、支援する会事務局の合同会議が行なわれ、次のような方向が打ち出されました。(1)第二次再審請求に備え、新資料の発掘、「腰を据えた」新たな取り組みの体制づくりをめざす。(2)問題を国際的な舞台で訴えていく。

そのため、現在、占領軍文書研究家、現代史家等の協力体制をつくり上げるための打診が、事務局を中心に進行中です。森川金寿弁護士団長、木村亨請求人は、八月二一日、国連人権委員会に問題を訴えるため英文パンフを持参で、ジュネーブに出席されました。

冤罪の温床である「代用監獄」を恒久化する「拘禁二法」は、二度も廃案になったにもかかわらず、三たび国会に提出されています。横浜事件再審のたたかいは、日本に正義・人権・民主主義をとりもどす意義をもっています。運動の輪をいっそうひろげていきましょう。

故平館さんの分までも

再審請求人 木村 亨



再審請求の請求人として私達は、三月一四日、最高裁からこの請求を却下するという通知を受けました。しかし、たたかいはこれからです。私達は第一次再審請求を却下されたからといって、へこたれるものではありません。やつとスタートについてたという気持ちで、対処しています。それにつけても、再審請求を始めた五年前から、一緒に相談し、肩を組んでたたかってきた平館利雄さんが、四月二六日になくなられたことは残念でなりません。もし平館さんが今日の集会に参加できたら、どんなに喜んだことかと思えます。息を引きとられる前日の夜十時過ぎに、「どうしても木村君に電話しておき

たい」と奥様に話され、平館さんは電話をかけてくれました。

「俺はもうだめだ、身体がいうことをきかない」と言われるので、何とか大事にしてくださいと激励しましたが、それが最後になりました。平館さんは八十五歳だったとはいえ、再審請求のたたかいがこれからだという時に、大事な友達が、同志が欠けてしまったことは悲しいことです。

人権に背を向ける裁判所

再審請求人 小林 英二郎

この五年、素人として私達は再審請求をおこなってきました。裁判所の書類は専門用語が多く理解しにくいのですが、最高裁を含めた裁判所は、私達が提出した問題に正面から取り組もうとしていないのではないかと、私達は感じてきました。最初は記録がないから審理できないといい、記録が存在しない理由として裁判所自らが勝手に焼いてしま

多くの方が亡くなられ、だんだん寂しくなってくるような気もしますが、これは考えようだと思いません。私達の人権裁判は、人権後進国を人権ニッポンにひきあげるための捨て石なんです。私達の人権訴訟がそれだけの意味を持つていることを考えると、亡くなられた友人、同志の方々の分まで我々生き残りが背負っていきたいと思います。

とことんまで闘い続けて、権力が、国が、自分達が悪うございましてとおわびするまで、がんばり続けたいと思います。どうぞ今後もしも支援をよろしく願います。



ったことが表面化しますと、それもあまり理由にできないらしく、その

後は手続き上の問題で形式的に請求を拒否することになりました。今度の最高裁の決定でも応急措置法が適用されるうんぬんということで、棄却してきたというわけです。

最高裁へ抗告している間に、非行式にはありますが、治安維持法が敗戦後廃止された直後に大赦を受けたのではないかと、であれば再審請求はできないという主旨のことが私達に伝えられてきました。私達は大赦令を受けた覚えはない、その通告を受けたこともないと回答しました。が……。

こういつた経緯を考えると、最高裁は刑事訴訟法上の問題にとどまらず、私達の請求を棄却するために懸命に研究し、いろいろな理屈をつけてきたのではないかと考えます。最高裁は憲法の番人であると従来考えてきましたが、民主主義、人権を擁護するよりも、教科書裁判の例にも示されるように、私達の民主主義的人権的な要求を妨害しようという傾向が感じられる。これは私達が考えなければならぬ問題だと思えます。憲法を守るために、横浜事件が提起した問題を、率直に検討することが求められていると考えます。今後とも支援をよろしく願います。

最高裁決定と「拘禁二法」

横浜事件再審裁判弁護団長 森川 金寿

暴露された「真の犯罪者」

再審請求人 小野 貞



まず最初に、この五年にわたる再審裁判の間に物故された、青山鉞治さん、平館利雄さん、和田喜太郎さんの母堂、のかよさん、そして証人として法廷に立つことを申し出てくださった元看守の土居郷誠さんに心から哀悼の意を表します。

さて、今回の再審裁判の最大の問題点は、その裁判記録が存在しないということでしたが、これについて一番の横浜地裁決定は、裁判所みずから「焼却処分」したことを認めました。前代未聞のことです。

ところが二審の東京高裁決定は、拷問が行われたことは認めつつも、「一件記録がなくなった原因はともあれ」と判断を回避しました。そこで私どもは、「ともあれ」で

はすまされないから、人権擁護の砦である最高裁に、その責任を問うべく、特別抗告を行ったのです。

しかし最高裁は、これに対し形式手続き論一本やりで、にべもなく片づけてしまいました。もしも最高裁に一片の誠意、というより一片の勇氣があつたなら、このような結果にはならなかつたはずです。

この最高裁決定が出されたのが三月一四日、そして三月二九日は、政府は代用監獄を恒久化する「拘禁二法」の三度目の国会上程を決定しました。もしも最高裁が、まさしく代用監獄の所産である横浜事件についての再審を認めていたならば、政府もそう簡単に「拘禁二法」の再々提出はできなかつたでしょう。まことに残念でなりません。

しかし、再審裁判は、過去の例をみてもわかる通り、二次、三次、さらには五次、六次と重ねてかちとられるものです。「拘禁二法」成立阻止の行動と結び合わせて、この横浜事件再審裁判への今後も変わらぬ皆様のご支援をお願いします。



横浜事件は実体のない謎の事件と言われておりますが、事実、私は夫が検挙されてから二年三ヶ月後に保釈で帰宅するまで、一体何の理由でそのようなめに逢っているのか、全くわかりませんでした。

敗戦直後の九月に公判があり、家に帰るなり夫は叫びました。「なんだ！あの茶番劇裁判は！執行猶予がなんだ！馬鹿にするな！」と。憤りの激しさに私は胸を突かれました。

あれから四〇余年、今回の門前払決定の直前、最高裁調査官より問合せがあり、昭和二〇年一〇月、勅令によって大赦されていることが判明したが、それを知っているか、ということでしたので、一、二審を経ても今更妙なことをきく、と私は思い

ました。大赦の通知など受け取っていないから知らない。また有罪を不当としての再審請求であるから、大赦とは関係ない、と私たちは返答しました。

間もなく届いた最高裁の棄却決定をみて、やっと、あの調査官の奇妙な質問は、門前払いするに当り、大赦令によって既に復権しているのだから、もういいではないか、という意図であつたのに気づきました。

これは四六年前の茶番劇裁判そっくりそのままのくり返しです。私たちの求めている原点をはぐらかし、真実を覆い隠し、責任を回避して正当な公開裁判を拒否しているのです。第一次再審請求は表面上は敗北ですが、実は隠れていた事実が発掘され、バクロされ、真の犯罪者は何者であるかをつきとめたことは貴重な収穫でした。

私の夫は、冤罪の温床である代用監獄に三百十六日も拘禁され、拷問されて有罪となりました。拘禁二法の成立阻止のためにも、私たちの正念場はこれからです。

演 講

日本の裁判は、いま、どうなっているのか

●●●松川裁判の経験から、横浜事件再審裁判を考える

松川裁判主任弁護士 大塚 一男

最高裁の「棄却」決定を受けて集会では、戦後最大の冤罪事件・権力犯罪だった松川事件の主任弁護士、大塚先生に右の表題で講演していただきました。以下はその要約です。

(文責・支援会事務局)

日本の裁判が現在どうなっているか、ということについては、私も実は知りたいし、聞きたいと思っっている。まず、松川事件をはじめ、いくつかの冤罪事件を通して感じたことを中心に、自由に話してみたい。

◆松川裁判で得た教訓

松川事件の一四年間の刑事裁判の闘いで、全局を決める契機となったのは、最高裁大法廷での激闘だった。死刑四名を抱えての重苦しい闘いが展開するなか、昭和三四年八月一〇日、有罪判決を破棄して仙台高裁に差し戻しが命じられた。この日の判決は、裁判所内部でも七対五と激しく意見が対立していた。少数意見の筆頭は、田中耕太郎長官のもの



で、その骨子は、国鉄と東芝の二つの労組員による列車転覆の連絡謀議などは、全体から見れば巨大な山脈の雲の上に現れた峰にすぎない、それらを連絡する他の部分は雲の下に隠されている、その隠れた部分を証拠によって追認することができるならば、謀議の存在を認めることができる、自白が任意で信用できるならば、謀議などは片言隻句でよいのだ、というのもだった。

この少数意見に対して、作家の広津和郎氏は『松川事件と裁判』のなかで、田中長官の意見は被告らの間

に最初から列車転覆の意思があったと認めている意見で、意思の合致があつたかどうかを検討しようとする意見ではない、と述べている。

結局、松川大法廷の一二名の裁判官の意見の分かれ目はここにあつた。田中長官の研究者としての業績は法学界ではよく知られているが、社会に起こつた出来事の実実、虚偽を正しくとらえるという点では、その過度の反共意義が障壁となつて、歴史に残る大きな誤りを犯した、といえるのではないだろうか。

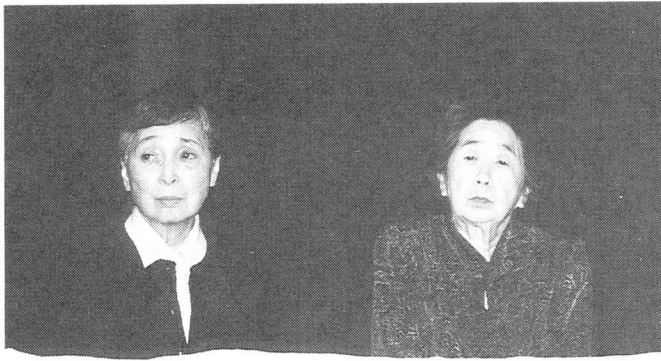
政治的背景のある弾圧、あるいは政治色の濃い冤罪事件、とくに共産主義や共産党が見え隠れするケースでは、裁判官によつては右のような意識にとらわれて裁判に臨むため、幻の事実を作り上げてしまふことがある。そうでない裁判官が、松川大法廷でいえば有罪判決にいうような共同謀議が行われたかどうかについて、証拠を一つひとつ採り上げ

て事実認定の合理性を吟味し、有罪は事実の誤認と結論して差し戻し、無罪判決への道をひらいたのである。その多数意見の裁判官たちも恐らく、共産主義についてどう思うかと聞けば、支持はできないと答える人が多かったのではないか。しかしそうではあつても、彼らは頭から政治的偏見を抱かなかつたという点で、田中長官ら少数意見の裁判官たちとは異なつていたのである。

そしてまた、政治的な事件、一般の刑事事件どちらの場合でも、冤罪をそそぐためには、声をあげて訴え、支持者や理解者を多く作り出していく運動、努力を欠かすことはできない。その運動の高まりが担当裁判官を慎重にさせ、誤つた起訴や下級審の判断を認めてしまつと、国民の司法への信頼を損うことになる、と意識させるのである。とくに、松川裁判をとりまいたような異常な反共報道の渦の中で、政治的偏見を打ち破るためには、世の中の多くの、様々な立場の人々を結集させることが、闘いの展望を切り開いていくうえで大きな力となる。

◆横浜事件固有の「証拠法」を

次に、横浜事件の再審棄却決定を



集会に参加された青山房子さん（故鉦治氏夫人、右）と気賀すみさん

読んだ感想を申し上げたいと思う。横浜地域はその棄却決定の中で、若尾元判事を証人尋問したが記憶を失い効果がなかった、したがって請求人や弁護士が要求している他の証拠を調べても仕方がない、これ以上調べる必要はない、といっている。しかし、若尾元判事の尋問については、弁護士や請求人には知らせもないし、立ち合いの機会もなかったという。戦後いくつもの再審事件が関わられているが、その多くは日弁連や

法学者の研究提言などによって、再審請求が行われて調べをする際には、弁護士、請求人、そして検察とも打ち合せをして、いつ何を調べるかを決めて進めるのが再審請求の実務となっている。それを全然やらないうで棄却したとすれば、最初から棄却することに決まっていたのではないだろうか。若尾元判事を調べたのは、格好をつけただけなのではないかと思う。

現在、福島の磐城支部で日産サニ一事件という再審請求が行われているが、証人尋問はもちろん日時を決めて、しかも法廷を使って公開で行う、としている。これが最も適切な審理の進め方で、日弁連などが提案している改正再審法の重要な柱のひとつである。そういう点からみると、横浜地裁の審理の仕方はあきれ物がいえない。若尾証人にして、請求人や弁護士が十分に準備をし、立ち合って反対尋問を行えば、名前も事実も忘れませんでしたませられるはずはない。そうした機会を与えなかったばかりか、このなれ合いの尋問で、はじめに証言しようとして健康に留意していた人たちがさえない口実にしてしまった。この横浜地裁の再審に臨む態度は、まこと

に許すべからざるものである。

次に棄却決定は、訴訟記録が存在せず、原判決の認定の起訴となった証拠資料の内容が把握できない以上、いわゆる白鳥決定が掲げるような新旧証拠の対照吟味はできない、という弁解をしている。しかし、米軍の進駐軍を前にして、恥ずべきでつちあげの権力犯罪を隠すために、他ならぬ横浜地裁と同地裁検事局という権力がその訴訟記録を焼却し、証拠隠滅を強行したことは否定できないと思う。このことを一定認めながら、記録がなく新旧証拠を比較対照できないから再審の申し立てを棄却する、という言いぐさは、法と倫理のうえからも許されるべきではない。

私は、白鳥決定の判例は、横浜事件のように権力自らが裁判記録を焼却してしまった場合にはあてはまらないし、形式的にあてはめてはならないと思う。権力の手で記録・証拠が隠滅された事件の再審は、どのように審理して結論を出すべきか、これを考えて実践することが担当裁判所の責務である。それが、再審請求人と多くの関係者、ならびに歴史への裁判所の陳謝となるべきものだ、と私は思う。

白鳥決定を生み出した最高裁の第一小法廷は、その直後に、財田川死刑再審事件で二つの再審棄却決定を破棄して、一審に差し戻した。この決定をみると、確定判決の内容と判決に掲げられた証拠を対比するだけで、重大誤判を疑っている。新証拠はほんの添え物にし、一、二審の再審棄却判断を取り消して差し戻している。こうした事例も、今後の横浜事件再審闘争では大いに参考にし、活用されていくべきだろう。

松川裁判でも、似たような経験がある。仙台高裁の差し戻し審で、裁判長以下は、被告人や参考人の供述の移り変わりからその信用性を探る必要があるとして、捜査段階で当局が作成したすべての供述調書を提出するよう検察官に勧告した。検察側は結局、捜査の経過と構成を明らかにするためと称してこの勧告に応じ、一七〇〇通に及ぶ新しい資料が出てきた。捜査段階でのこのような資料が法廷に現われるということ、は、裁判史上例のないことだった。松川弁護士団ではこれらの書類の扱いについて検討を重ね、検事のいう犯罪事実の証明に役立てようとすることは、憲法・刑事法の伝聞証拠禁止の法則に反するので許されない。

しかし、当局が松川事件をいかにして作り上げたかという、権力犯罪の証拠物として使うことはできる、と見解を表明した。こうして裁判所には無原則な使用に対してあらかじめ釘をさし、検察側には痛撃を加えたのである。

これらの資料の中に、赤間勝美被告の最初の自白調査の三日も前の捜査報告書があり、その中には、列車転覆容疑での第一次検挙七人の名前が全員記されていた。つまり、捜査当局があらかじめ作成していた国鉄・東芝両労組の中心幹部のリストを、赤間被告の自白に押しこんだだけであることが、はっきりしてきたのである。

松川弁護団では、仙台の差し戻し審での見解を「松川裁判証拠法」と規定した。この事件だけに許される特有の証拠法、という意味である。私は、横浜事件再審証拠法と横浜事件再審審理法も、事件の特殊性と歴史的経過に鑑みてうち立てられるし、それをうち立てて裁判所に承服させねばならない、と考える。

裁判記録が存在しないという点では、大正四年に起き、六二年後の昭和五二年に第六次再審で無罪を勝ちとった加藤新一老の冤罪事件も、横

浜事件と同様だった。しかし裁判所は、弁護団の主張に沿って、公判調書の代わりに当時の新聞報道などを用いることを認め、再審開始を決定した。後の無罪判決でも、確定記録が存在しないことの不利を被告人に帰せしめることは許されない、と明言しているのである。

また、再審請求には時間の制限はない。本人が存命であれば何回でも請求できるし、死亡または心神喪失の状態にあるときは、その配偶者、直系の親族、兄弟姉妹が再審を請求できる。直系の親族とは、子どもから六代の間、六親等までが親族だから、一代三〇年としても一八〇年にわたる。つまり冤罪に対しては、いつになっても裁判所の門戸を開けておくというのが、法の精神なのである。裁判所としては、記録があらうとなかろうと、直系の親族六親等にわたつての再審請求にこたえなければならぬ。刑訴訟はそれを前提として運用され、刑事の有罪判決は、それにこたえうる内容をもたねばならないのである。

◆横浜再審請求の意義

終わりに、私自身が再審の弁護にかかわった経験について、中し述べ

させていただく。再審の闘いは、息の長いねばり強い努力によって、ようやく目的が達せられる。一回の請求で敗れても、そのときの努力があとで実を結ぶ、ということがある。

加藤老事件の再審は、昭和三八年、本人が独力で申し立てたのが始まりである。有罪判決の理由に血液鑑定書が出されているが、鑑定に供された資料の血痕はだれかが偽造したものである、また、鑑定した医師が法廷で証言したことになっているが、医師本人がそれを否定している

——以上が再審請求の理由だった。結局申し立ては退けられたが、この一次再審で証人申請した医師の証言が、後の無罪判決への契機になった。その医師は、血球検査法で血痕かどうか、人血かどうかを鑑定したと証言したが、六次再審で、大正四年当時の状況ではこの方法による鑑定は不可能であることが、法医学的に実証されたのである。

第六次再審で日弁連にも支援の要請があり、私は当初、その人権委員会のメンバーとして弁護団に加わった。加藤老の家には、松川裁判の最高裁審理を報じた新聞がすべて積んであったそうである。老人が独力で再審を申し立てた昭和三八年は、松

川差戻し審が決着した年だった。松川運動の力が、山口県の寒村で一人の老人を再審の闘いに立ち上がらせた原動力のひとつだったのか、と私はそれを聞いて思った。横浜事件再審の闘いも、同様に治安維持法違反で検挙された人々たちへの励ましともなっているのである。

今年の三月、福井地検で、公判中の事件の証拠を誤って焼いてしまいう有罪にできなくなったとして、検察庁が控訴の取り消しを請求し、裁判所は控訴棄却を決定した。ところがその少し前に、最高裁は、横浜事件の特別抗告を門前払いにした。福井のケースと比べると、少なくとも横浜事件の確定判決を取り消させねば、正義のバランスは保たれない。

拷問による事件のねつ造と、意図的・計画的な証拠の隠滅という二重の権力犯罪に、何とかふたをして押し通そうというのが、再審請求を棄却した裁判所のねらいだろう。しかし、そこにこの横浜事件再審の特質があり、彼ら権力側の弱点がある。この弱点を国の内外に広く知らしめ新たな闘いを推し進めて、皆さんが態勢を整えて団結を強め、苦難を民主的な討議で切り抜け前進されるようお祈りして、私の話を終えたい。

道を踏み固めつつ

再審請求の今後に向けて

弁護士事務局長 大川 隆司

今後どうすべきかについて、ただいまの大塚先生のご講演が基本的示唆を与えてくれていきますので、私は補足的意見をのべ、ささやかな決意表明にかえたいと思います。

昭和一七（一九四二）年九月、細川嘉六先生や川田寿・定子夫妻が逮捕されたのと同じ時期に、旧満州国において、関東軍憲兵隊が満州国治安維持法（本土の治維法と全く同一内容）によって、満鉄調査部の人びとを大量検挙した。この事件について旧憲兵の団体、全国憲友会連合会刊の『日本憲兵外史』（一九八三）は、つぎのように総括している（野々村



一雄『回想・満鉄調査部』による）。

「満鉄事件は、現実に反戦、反国家的行動が計画されたり、行われたりしたわけではない。また、その証拠もない。捜査、審議の対象となつたのは、あくまで容疑者の思想動向であつた」とのべ、「憲兵隊が容疑者を長期間拘留して手記を書かせ、相互告発の方法を使った」との非難があるが、拷問がなかったのは幸いだったと自己弁護しつつ、この事件は治維法を利用した関東軍の満鉄弾圧だったと結論づけている。

パターンも性格も横浜事件と全く同じ弾圧の当事者が、事実上の「自己批判」を行なっていることは、注目に値します。

◆ 再審請求には回数制限も時効制限もありません。したがって、今後、新資料を発見したり、取り組み方も経験主義的ではなく、横浜事件独自の審理のあり方を前面に打ち出してたまたかっていく姿勢を強めたりし

ながら、再審請求をつづけていきたいと思っています。

いわば道のないところに道をつけていくたたかひになるわけですが、そのさい、前に歩いた道は決して無駄であつたのではなく、道を踏み固めるうえで意義があつたといえましよう。再審請求第一審決定（横浜地裁）では非常にテクラメな論理が用いられた。(1)判決書がないからしやうがない、(2)拷問の事実は益田直彦氏に対してのみ認められたにすぎぬ、というものです。しかし東京高裁の段階になると、(1)判決書がなくとも検討を進めることはできる、(2)拷問は益田氏以外にも加えられたことは推定できる、と代わつた。第一審と同じ馬鹿げた理由で却下することはできなかつた、つまり道は少し踏み固められたのです。

いま裁判所側は、拷問によって虚偽の自白が得られ、その虚偽自白が有罪判決の証拠とされたという請求人の主張に対し、一件記録がない以上、その因果関係が認定できないではないか、というところに逃げ込んでいます。しかし、本当のところは現存資料、たとえば憲政資料室に保存されており、このほど復刻された『細川嘉六獄中調書』などを分析し

ていけば、拷問と虚偽自白の関係を明らかにすることは可能なのです。私たちはそのうえに立って新資料を発掘し、第二次再審請求に備えたいと思います。

◆ まだ十分議論がつくされているわけではありませんが、私は占領軍文書の研究という地道な作業も必要だと考えています。たとえばここに持参したのは、「地方庁特高事務分担表」（昭和十七年十一月時点）と「神奈川県特高緊急連絡一覧表」（昭和二十年五月時点）のコピーです。ところが国立公文書館がくれるコピーでは、氏名、住所部分が空白なのです。

空白の理由はプライバシーにかかわるからというのですが、おかしな話です。公務につくということとは、プライバシーの対極に立つということとです。真実追求の手がかりを得るために、世論を強めてこういうものを公開させていかねばなりません。この五年間の運動で、再審の門を開かせる結果は得られませんでした。問題の所在を広く国民に認識していただくことはできました。運動をひとまわりもふたまわりもひろげたいと考えます。

◆追悼・平館利雄さん 平館さんの遺志は奥様に

再審請求を行なった五年前の夏、平館利雄さんは一〇時間にもおよぶ膀胱腫瘍の摘出手術を受けて入院されていきました。「あの時はもう駄目かと思いました。あれから五年生きられたのですから」と奥様は、七月にお宅を訪ねた私におっしゃいました。

さる三月一四日の最高裁「棄却」決定を受けて、電話で会報への原稿をお願いした時、平館さんは大変が

ツカリした様子で「最近寝てばかりです。文字も手がふるえて書けません」とのことでした。それから間もない四月二六日に、平館さんは八五歳で永眠されました。

奥様には、ご自分が受けた拷問の事はお話にならなかったようですが川田定子さんへの拷問は、「大変気の毒だった。夜になると悲鳴が聞こえた」と話されています。

平館さんが検挙された当時、奥様



▲平館さんの遺影を抱かれた奥様の登志子さん

は三人目のお子様を出産したばかりだったそうです。また、お茶の先生をなさっていたお母様が、「こんな本を読むから連れてゆかれるんだ」と泣きながら書物を畑に埋めてしまわれたそうです。そのお母様も、平館さんの釈放を待つことなく敗戦三

日後の八月一八日疎開先でお亡くなりになっています。平館さんは、請求人団の中で最高齢でしたが、事務局会議には欠かさず出席になり、財政の事など気にかけて下さり、毎月カンパをして下さっていました。また運動についても「署名運動をしましょう、私も街頭に立ちます」とおっしゃった事も忘れられません。

私達は、再審請求以来三人の方々を失いました。獄死した和田喜太郎さんのお母様の和田カヨさん。余生は再審運動にと、思いを残しつつ逝かれた青山鉞治さん。そして今回の平館利雄さん。三人の方々のご遺志はそれぞれ気賀すみさん、青山房子さん、平館登志子さんに受け継がれました。横浜事件を風化させないことを胆に銘じつつ、平館さんのご冥福を心よりお祈り致します。

(事務局・金田)

●カンパを寄せてくださった方々●

〔91年2月〕平館利雄、近藤良男、中村忠果、天野あぐり、原水禁多摩協議会、松岡喜美栄、檜橋國武〔3月〕平館利雄、鳥飼令子、毛利加代子、石見たか、鈴木龍治、三信図書、畑中繁雄、安江淳、鹿野忠良、岡田富久子、河合郁子、常世田智、

若林しげの〔4月〕気賀すみ子、平館利雄、木口和夫、春名徹、川田定子、深代典子〔5月〕青山房子、集會参加者、篠原中子、大塚一男弁護士〔6月〕鹿毛智

●事務局から●

▼会報の発行がすっかり遅くなり、五月の集会の報告が初秋になってしまいました。申しわけありません。▼遅れたのは事務局の責任ですが、ただ、今後の方向が確定しないということがありました。もちろん、このまま最高裁決定に屈するわけにいかないことは、今号の各請求人、弁護団の言葉に語られています。しかし、司法のカベの厚さがわかったいま、第二次再審請求のためには新たな構えが必要です。具体的な取り組みはこの秋に決まる予定です。どうぞ、皆様の声をお寄せください。

—入会申込・会費納入先—

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402

横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641

振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店

普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」